

# 公益財団法人厚木市スポーツ協会専門委員会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に設置する専門委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

**第2条** 専門委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務専門委員会
- (2) スポーツ振興専門委員会
- (3) 施設専門委員会

(業務)

**第3条** 専門委員会は、スポーツ協会定款第4条に規定する事業を円滑に推進するため、次の分掌に従い調査及び審議し、必要に応じてこの結果を理事会又は評議員会に報告する。

- (1) 総務専門委員会

- ア 事業の執行に関すること。
- イ 加盟及び退会に関すること。
- ウ その他事業運営に関すること。

- (2) スポーツ振興専門委員会

- ア 指導者の養成及び確保に関すること。
- イ 競技力の向上に関すること。
- ウ その他生涯スポーツの振興に関すること。

- (3) 施設専門委員会

- ア スポーツ施設の管理運営に関すること。
- イ 社会スポーツ施設の利用者促進に関すること。
- ウ その他社会スポーツ施設に関すること。

(組織)

**第4条** 専門委員会は、スポーツに関する学識を有する者の中から会長が委嘱する者をもって組織する。

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任され

た委員の任期は現任者の残任期間とする。

- 3 委員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 各専門委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 専門委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、平成6年3月29日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。